函館市中学校卒業生入学準備等給付金支給要綱実施要領

この要領は、函館市中学校卒業生入学準備等給付金支給要綱(以下「要綱」という。)の運用にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(住所)

- 第1条 要綱第2条第2号および第3号中「住所」の所在については、本市の住民基本台帳に基づいて判断するものとする。ただし、住民基本台帳に記録されていないが、市内に生活の本拠を有し、現に居住していることが明らかな者を含めるものとする。
- 2 前項ただし書の「市内に生活の本拠を有し、現に居住していることが明らかな者」には、配偶者からの暴力を理由に避難し、当該配偶者と生計を別にしている者(現に要綱第2条第2号に規定する対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。以下「DV被害者」という。)および当該対象児童で市内に避難している者を含めるものとする。

(DV被害者に係る中学校卒業生入学準備等給付金の支給等)

- 第2条 DV被害者およびその対象児童にかかる中学校卒業生入学準備 等給付金については、要綱第2条第3号の規定にかかわらず、支給対 象者を当該DV被害者のみとする。
- 2 前項の場合において、要綱別表およびその備考中「保護者」とあるのは「DV被害者」と読み替え、当該DV被害者の所得額をもって中学校卒業生入学準備等給付金の支給額を決定するものとする。

(市長が特に認める支給対象者)

- 第3条 要綱第2条第3号に規定する「市長が特に認める者」とは,次 のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 児童手当法(昭和46年法律第73号)第4条第1項第2号に規 定する父母指定者

- イ 保護者または父母指定者のいずれにも監護されずまたはこれらと 生計を同じくしない対象児童を監護し、かつ、その生計を維持する 者であって、児童手当・特例給付の受給の認定を受けた者その他こ れに準ずる者(以下「監護生計維持者」という。)
- 2 前項の規定を適用する場合において,要綱別表およびその備考中「保護者」とあるのは「父母指定者」または「監護生計維持者」と読み替え,当該「父母指定者」または「監護生計維持者」の所得額をもって中学校卒業生入学準備等給付金の支給額を決定するものとする。

(申請受付期間)

第4条 要綱第4条ただし書に規定する「市長が特に認めるとき」とは、 災害その他申請者の責めに帰することができない理由により、受付期 間内に申請できなかったときとする。

附 則

この要領は、令和4年7月14日から施行する。